

葛西用水路土地改良区

農地転用等の意見書交付のお知らせ

令和2年4月より

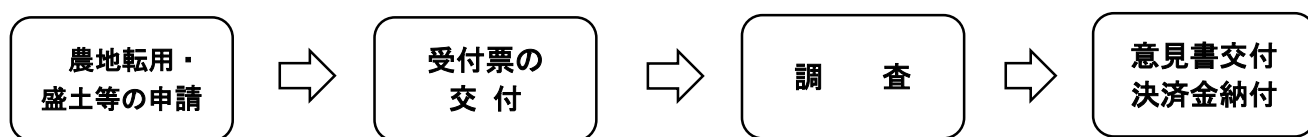
意見書の即日交付ができなくなります

従来、農地転用等の意見書は可能な限り申請日に即日交付してまいりましたが、調査に時間を要する事案の増加により、事務処理に一定期間をいただきたく存じます。

つきましては、原則として意見書交付までに1週間程度要しますが、案件によってはより時間を要する場合がございますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

【意見書交付までの流れ】



葛西用水路土地改良区 徴収課
〒340-0144 幸手市戸島2丁目155番地
TEL 0480-47-3811

農地転用・盛土の計画がお決まりになりましたら、
申請前に当事務所へお問い合わせください